

要配慮者利用施設に係る避難確保計画
作成の手引き
(土砂災害編)

令和元年 10 月
湖西市危機管理課

目次

1. はじめに	1
2. 現状とやるべきことの把握	2
3. 避難確保計画の構成	3
4. 「〇〇〇〇（施設名）」における土砂災害発生前の避難確保	4
1.計画の目的	5
2.防災体制	6
3.避難誘導に関する事項	7
4.避難の確保を図るための施設の整備	12
5.防災教育及び訓練の実施	13
5. 計画を作成・変更したときの報告	14

【資料編】

01 避難計画チェックリスト	15
02 避難情報の種類と基準	16
03 警戒レベルと避難情報の関係（広報こさい令和元年7月号より）	17
04 警戒レベル相当情報（内閣府説明会資料より）	18
05 市内土砂災害警戒区域一覧	19

1. はじめに

土砂災害は突発的に発生し、大きな破壊力を有するため、人命に大きく影響する災害です。一方、土砂災害は溪流や斜面において降雨等が原因で発生しますが、発生メカニズムや条件がまだわかっておらず、発生場所や発生時刻を正確に予測することは現状では困難です。

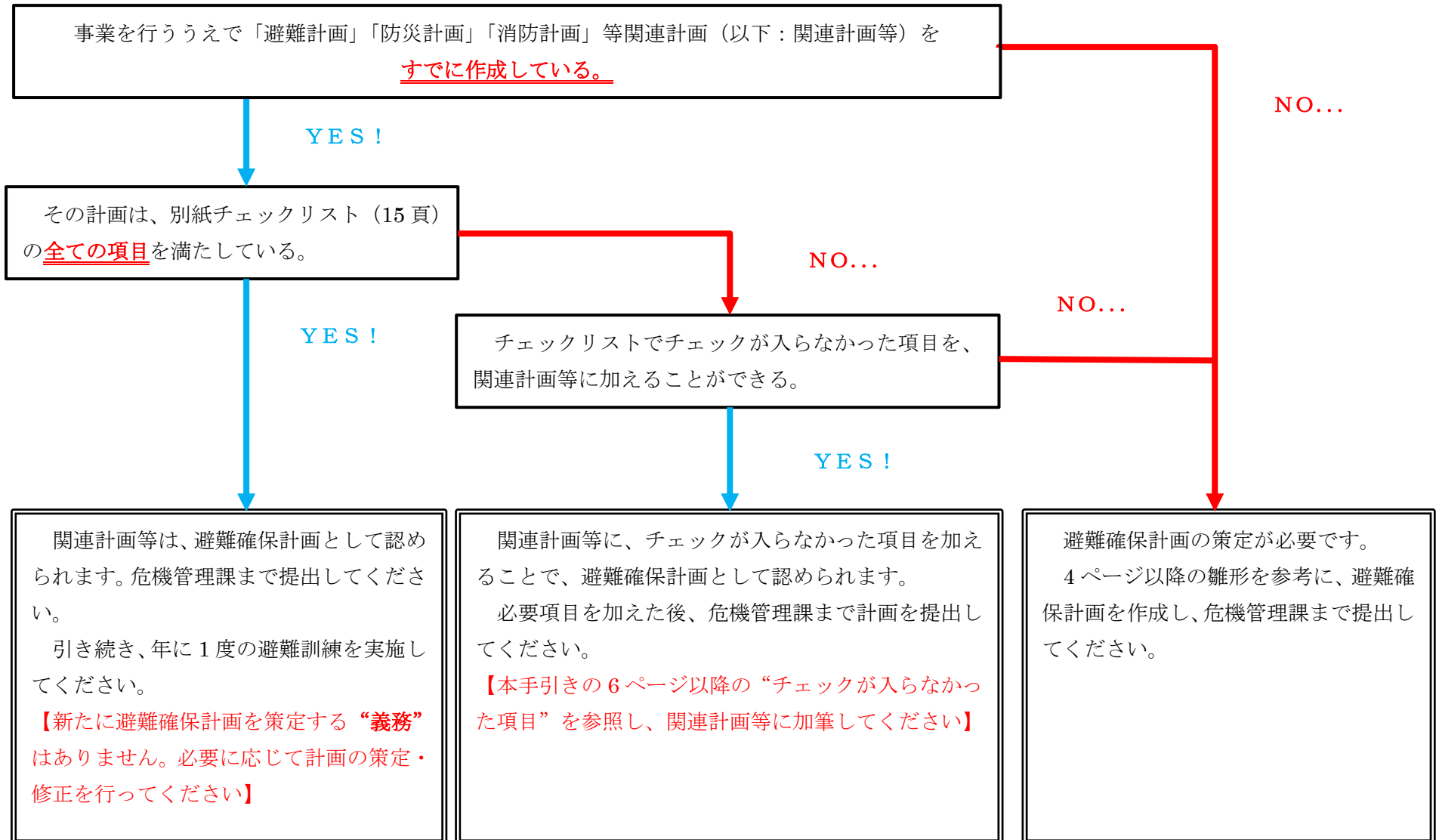
土砂災害は全国で毎年約1,000件発生しており、各地で多くの被害が発生しております。これまで平成10年8月の集中豪雨により福島県白河郡西郷村の社会福祉施設において、また、平成21年7月の梅雨前線豪雨では山口県防府市の特別養護老人ホームにおいて土石流により甚大な被害が発生するなど、要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備は喫緊の課題となっています。

また、平成29年6月には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という）が改正され、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の策定や避難訓練の実施が義務付けられました。

本手引きは要配慮者利用施設の管理者等があらかじめ理解しておくべき土砂災害に関する前兆現象や避難確保計画に記載すべき事項等を記載しております。本手引きが参考となり、避難確保計画が策定され、避難訓練が実施されるなど要配慮者利用施設の避難体制が確保されることを期待しています。

令和元年10月 湖西市危機管理課

2. 現状とやるべきことの把握



3. 避難確保計画の構成

避難確保計画に記載すべき事項は、土砂災害防止法施行規則第五条の二に定められています。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第五条の二 法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設(法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における**防災体制に関する事項**
- 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の**避難の誘導に関する事項**
- 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における**避難の確保を図るための施設の整備に関する事項**
- 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した**防災教育及び訓練の実施に関する事項**
- 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の**円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項**

このことから、要配慮者利用施設における土砂災害に関する避難確保計画の構成例を以下のとおり示します。

【避難確保計画の構成例】

1. 目的
2. 防災体制に関する事項
 - ① 各班の任務と組織
 - ② 事前対策
 - ③ 情報収集及び伝達
3. 避難誘導に関する事項
4. 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

4. 「〇〇〇〇（施設名）」における土砂災害発生前の避難確保（雛形）

1. 計画の目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、〇〇〇〇（施設名）近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、〇〇〇〇（施設名）に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

2.防災体制

2-1 各班の任務と組織



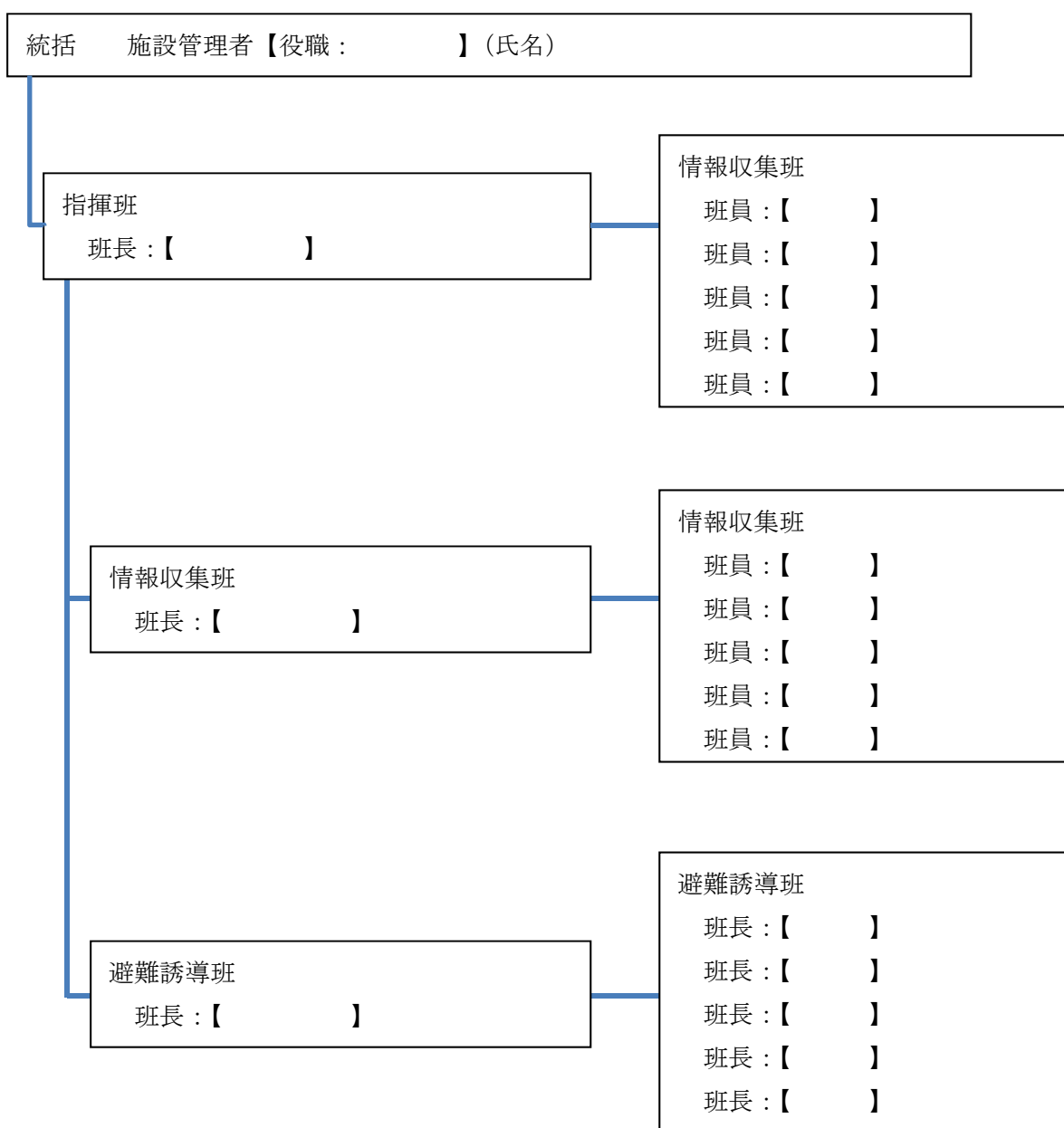
班は必ず下記の班とする必要はありません。
「情報収集」と「要配慮者を安全に避難させること」を行える体制を整えてください。

○職員の役割分担

指揮班：施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

情報収集班：“テレビ・ラジオ・インターネット等を活用した情報収集”、“がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報”等を収集し、指揮班・避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

避難誘導班：避難情報（18 ページ参照）が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象等を発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。



○参集基準

	判断基準	対象者	主な業務
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風の接近が予想される場合 ● 大雨注意報が発表された場合 	情報収集班	✓ 気象情報等の情報収集
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報が発表された場合 ● 洪水警報が発表された場合 	情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 気象情報等の情報収集 ✓ 避難に関する調整
		避難誘導班	✓ 使用する資機材の準備
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報が発表された場合 ● 【レベル3】避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合 	情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 気象情報等の情報収集 ✓ 関係機関等への連絡 ✓ 保護者・家族等への連絡・掲示 ✓ 地域への協力依頼
		避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者の避難誘導 ✓ 未避難者・要救助者の確認

○関係機関連絡先

	機関名	電話番号	ファックス番号	備考
行政	市役所危機管理課	053-576-4538	053-576-2315 053-576-1688	
	市役所〇〇課（所管課）			
	市消防本部〇〇課・署			
	湖西警察署〇〇課・交番			
避難先・協力	〇〇地区自主防災会			
	〇〇病院			
	〇〇避難先			
	〇〇施設			
その他	利用者 A			
	利用者 B			
	利用者 C			
	利用者 D			
	利用者 E			

背景緑色は、〇〇班が連絡する。

背景黄色・橙色は、〇〇班が連絡する。

できる限り、地域の協力を得られるように準備しましょう！



2-2 事前の対策

○台風の接近等あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やサービスの中止を検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

○サービスの中止基準

サービス名	判断基準	対象者への伝達方法

2-3 情報収集および伝達

○情報の収集と伝達の手段を以下のとおり定めておく。

停電時には、ラジオ・タブレット・携帯電話等を活用するため、乾電池やバッテリー等を併せて備える。

情報収集の方法は、複数個確保しておきましょう！



○情報収集方法

収集する情報	収集方法
気象情報 台風情報	① テレビ（NHK・SBSのデータ放送等） ② ラジオ ③ インターネット（気象庁・静岡県サイポスレーダー等）
土砂災害警戒情報	① 市防災ほっとメール ② テレビ（NHK・SBSのデータ放送等） ③ ラジオ ④ インターネット（気象庁・静岡県サイポスレーダー等）
避難情報 ✓ 【レベル3】避難準備・高齢者等避難開始 ✓ 【レベル4】避難勧告 ✓ 【レベル4】避難指示	① 市同報無線 ② 市防災ほっとメール ③ テレビ（NHK・SBSのデータ放送等） ④ ラジオ ⑤ インターネット（湖西市ウェブサイト等） ⑥ 緊急速報メール

○情報伝達の内容・連絡先等

	担当者	伝達方法	報告先
前兆現象	情報収集班	電話・ファックス	市〇〇課（所管課）
被害情報	情報収集班	電話・ファックス	市危機管理課
避難の準備等	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		電話・ファックス	市〇〇課（所管課）
避難の開始等	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		電話・ファックス	市〇〇課（所管課）

3.避難誘導に関する事項

【例：新居小学校の場合】

○避難場所

新居地域センター（新居町新居 519-1）

○避難経路（黄線のとおり）

土砂災害警戒区域の情報が入っていると、
避難経路を決めやすい！
土砂災害ハザードマップを参考にしね。



○避難場所への避難が困難な場合

雨や風が強い等、避難場所までの避難がかえって危険である場合は、**垂直避難**（建物のより高い階、土砂災害が警戒されるがけ等から離れた部屋等への避難）を行う。

垂直避難場所	避難対象者	備考
○校舎3階 ○○室	3年生（XX人）	
△校舎2階 △△室	1・2年生（XXX人）	

4・5・6年生は、教室が4階以上のため、自身の教室を垂直避難場所とする。

垂直避難を基本としている施設は、利用者全員が垂直避難できるように準備しましょう。



○避難基準の設定

市役所等からの情報に基づく判断	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 【レベル3】避難準備・高齢者等避難開始（避難情報）が発令された場合
自主避難の判断	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 気象庁による土砂災害警戒判定メッシュ情報で、土砂災害発生の危険が非常に高い地域と予想された場合 ✓ 記録的短時間大雨情報が発表された場合 ✓ 大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ✓ 近隣で災害が発生した場合 ✓ 前兆現象が確認された場合

参考【前兆現象の例】

土砂災害が起こる前には、前兆現象と呼ばれる前ぶれがみられることがあります。前兆現象に気づいたときは、周りの人に知らせ、早く避難しましょう。



イラスト提供；NPO法人 土砂災害防止広報センター

避難基準は可能な限り具体的に決めると良いでしょう。

情報収集は重要ですが、危険なところに無理をして確認しに行く必要はありません！できる範囲で確認してください。



○避難方法

対象者	避難場所	避難方法
自力で避難できる利用者	○○ (あらかじめ定めた 建物外の避難場所)	徒歩 (避難誘導班による誘導)
自力で避難できない利用者	○○ (あらかじめ定めた 建物外の避難場所)	自動車：車両○台 (利用者○人、担当職員○人)
	△△室 (あらかじめ定めた 建物内の垂直避難場 所)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 徒歩・車椅子による。 ✓ エレベータの利用は、車椅子の利用者を優先する。

いずれの場合も、避難後の点呼などにより、未避難者の有無を確認する。

4.避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達および避難誘導の際に使用する資機材は、下記のとおりである。これらの資機材等は、日頃から維持管理に努めるものとする。

また、夜間・停電時等に備え、代替資機材や燃料等の備蓄にも努める。

区分	使用する資機材等	備考
情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ✓ テレビ ✓ ラジオ ✓ パソコン・タブレット等 ✓ ファックス ✓ 携帯電話 ✓ 懐中電灯 ✓ 電池・携帯電話用バッテリー 	日々の点検のチェックリストや在庫数等を把握できる体制を整える。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 名簿（職員・利用者等） ✓ 案内旗 ✓ タブレット ✓ 携帯電話 ✓ 懐中電灯 ✓ 携帯用拡声器 ✓ 電池式照明器具 ✓ 電池・携帯電話用バッテリー ✓ ライフジャケット ✓ 車椅子・担架等 ✓ おむつ・常備薬等 ✓ 備蓄食料・飲料水・防寒具等 	

大規模な地震や台風では、停電も想定されます。
代替資機材や電池・バッテリー等も併せて確保しましょう。



5.防災教育及び訓練の実施

5-1 防災教育

毎年4月に職員を対象に研修を実施する。

5-2 防災訓練

下記のとおり実施する。

実施月	訓練内容	対象者
5月	情報収集・伝達訓練 避難誘導訓練	職員 職員＋利用者
9月	情報収集・伝達訓練 避難誘導訓練	職員 職員＋利用者
12月	避難誘導訓練	職員＋利用者
2月	避難誘導訓練	職員＋利用者

5. 計画を作成・変更したときの報告

土砂災害防止法 8 条の 2 第 2 項の規定により、避難確保計画を策定・変更した場合は、市町村長へ報告することとなっています。

5-1 計画の報告先

修正した計画を下記までご報告ください。

【提出先】

湖西市役所 市民安全部 危機管理課 災害対策係

住所：湖西市吉美 3 2 6 8

電話：576-4538

Mail：kikikanri@city.kosai.lg.jp

【資料】

01. 避難計画チェックリスト

施設名	
チェック実施日	
チェック担当者	

項目	チェック項目	チェック欄
I. 防災体制、情報の収集・伝達【土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一】		
	1. 施設に所在する地域における土砂災害に関する情報が定められている。	
	2. 避難情報を収集・伝達する体制が定められている。	
	3. 避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、要配慮者の避難誘導を行う体制となっている。	
	4. 避難準備・高齢者等避難開始が発令される前でも、避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されている。	
II. 避難誘導【同規則 5 条の 2 二】		
	1. 避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されている。	
	2. 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されている。	
	3. 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されている。	
III. 施設整備【同規則 5 条の 2 三】		
	1. 土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されている。	
	2. 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されている。	
	3. 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されている。	
IV. 教育・訓練【同規則 5 条の 2 四】		
	1. 適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されている。	

02. 避難情報の種類

避難情報の種類	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
【レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難に時間のかかる配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ● その他の人は、立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報に注意を払い、自発的に避難をすることが望ましい。 ● 特に、土砂災害警戒区域では、準備が整い次第、当該災害に対応した避難場所へ立ち退き避難することが望まれる。
【レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に対応した避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ● 立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、屋内安全確保を行う。
【レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に災害が発生しているにもかかわらず極めて危険な状況となっており、まだ避難していない人は、避難場所へ緊急に避難する。 ● 立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、屋内安全確保を行う。

避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）から引用

災害に備えよう！

避難情報を

よりわかりやすく

発令します

「5段階の「警戒レベル」の導入について」

平成30年7月に西日本を襲った豪雨では、避難情報が出されましたが、情報の種類が多く、また難しいことから、住民の避難に結びつかず、大きな被害が発生しました。

この災害を教訓に、災害時に「直感的にわかりやすく」避難情報を発令するため、5段階に分かれた警戒レベルが新しく設定されました。レベルによって情報と行動が明確になっています。土砂災害警戒区域にお住まいの人は、いざという時、「自分は大丈夫」と思わずに、適切に避難行動を開始しましょう！



警戒レベル	市民が取るべき行動	市が発令する避難情報
5	既に災害が発生しています！ 命を守るための最善の行動を！	災害発生情報
4	速やかに立ち退き避難！	避難勧告 避難指示（緊急）
3	お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいる方など、避難に時間がかかる方は、立ち退き避難！ その他の方も、避難の準備をしましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	避難に備え、避難行動を確認しましょう。	
1	災害への意識を高めましょう。	

Q どのように発令されるの？

同報無線から「警戒レベル4、避難開始！こちらは、広報湖西です。市内全域の土砂災害警戒区域に、避難勧告を発令しました」のように警戒レベルと避難情報を合わせて発令します。防災ほつとメールや緊急速報メールでも、同様に発信します。警戒レベル1、2の場合、市はどんな情報を発信するの？

市から避難情報を発信しません。いつでも避難できるよう準備をしておきましょう。

Q 避難勧告と避難指示（緊急）は、同じ警戒レベルなの？

避難指示（緊急）は、緊急的または重ねて避難を促す場合に発令します。避難勧告が発令されたら、避難指示（緊急）を待つことなく避難を始めましょう。

Q 避難情報が出ていても、避難ができない場合はどうしたらいいの？

建物の2階以上や崖から離れた部屋など、屋内の安全な場所へ移動しましょう。



問合せ先
危機管理課
☎576-4538
FAX576-2315



〈出典〉災害写真データベースより

(3) 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

■ 様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。(例) 氾濫危険情報: 警戒レベル4相当情報[洪水]

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等		洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
				水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1 可能な範囲で発令		氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告 避難指示(緊急)※2 <small>※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</small>		氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報の危険度分布(非常に危険) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始		氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒) 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報		氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報の危険度分布(注意) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性				

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注2) 本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

04. 市内土砂災害警戒区域一覧

(市地域防災計画資料編 4-3. 土砂災害警戒区域指定箇所より)

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イ エ ロ ー	レ ッ ド	危険箇所番号	箇所名
1	H20.3.28	324	大倉戸	○		111-I-2556 111-I-2557	大倉戸(1) 大倉戸(2)
2	H20.3.28	324	上田町	○		111-I-2562	上田町
3	H20.3.28	324	炭焼No.2	○		111-I-2565	内山(2)
4	H20.3.28	324	浜名養護	○	○	111-I-3992	松山
5	H21.3.23	270	浜名諏訪山	○	○	111-I-2558	松山
6	H21.3.23	270	浜名高師山	○	○	111-I-2559 111-II-5413 111-II-5414	高師山 高師山(A) 高師山(B)
7	H22.3.30	290	内山北山A	○	○	111-I-2563	内山(1)
8	H22.3.30	290	内山馬黒谷	○	○	111-II-5411	内山(B)
9	H22.3.30	290	内山北山B	○	○	111-II-5412	内山(C)
10	H22.11.19	773	入出白木	○	○	111-I-3977	入出
11	H22.11.19	773	入出高山A	○	○	111-II-5326	高山(A)
12	H22.11.19	773	入出高山B	○	○	111-II-5327	高山(B)
13	H22.11.19	773	入出高山C	○	○	111-II-5328	高山(C)
14	H22.11.19	773	入出宇津山A	○	○	111-II-5329	宇津山(A)
15	H22.11.19	773	入出宇津山B	○	○	111-II-5330	宇津山(B)
16	H22.11.19	773	入出宇津山C	○	○	111-II-5331	宇津山(C)
17	H22.11.19	773	入出村前	○	○	111-II-5332	総木戸(A)
18	H22.11.19	773	入出虫喰	○	○	111-II-5333	総木戸(B)
19	H22.11.19	773	入出恩名河原	○	○	111-III-1044	ヤマハマリナ浜名湖
20	H22.11.19	773	入出姥欠	○	○	111-III-1045	姥欠
21	H22.11.19	773	入出城山	○	○	111-III-1046	山崎
22	H22.11.19	773	神明入江中岡	○	○	111-I-2550	神明中岡
23	H22.11.19	773	新所大口A	○		111-I-3978	新所(1)
24	H22.11.19	773	新所大谷	○	○	111-II-5337	大谷

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イ エ ロ ー	レ ン ド	危険箇所番号	箇所名
25	H22.11.19	773	新所東山 A	○	○	111-Ⅱ-5339	東山 (B)
26	H22.11.19	773	新所東山 B	○	○	111-Ⅱ-5340	東山 (C)
27	H22.11.19	773	新所東山 C	○	○	111-Ⅲ-1047	女河浦海水浴場
28	H22.11.19	773	新所板屋	○	○	111-Ⅱ-5341	日の岡
29	H22.11.19	773	新所二ノコ A	○	○	111-Ⅱ-5342	大坪 (A)
30	H22.11.19	773	新所岡 A	○	○	111-Ⅱ-5343	大坪 (B)
31	H22.11.19	773	新所岡 B	○	○	111-Ⅱ-5344	大坪 (C)
32	H22.11.19	773	新所東岡	○	○	111-Ⅱ-5345	東岡
33	H22.11.19	773	新所赤松	○	○	111-Ⅲ-1048	赤松 (a)
34	H22.11.19	773	新所大口 B	○	○	111-Ⅲ-1049	赤松 (b)
35	H22.11.19	773	新所二ノコ B	○	○	111-Ⅲ-1051	梅の木坂
36	H22.11.19	773	白須賀道間ヶ谷	○	○	111-Ⅰ-2534	新町
37	H22.11.19	773	白須賀元宿	○	○	111-Ⅰ-2536	坂下
38	H22.11.19	773	潮見坂	○	○	111-Ⅰ-2537	潮見坂
39	H22.11.19	773	白須賀井戸ヶ谷	○	○	111-Ⅱ-5400	汐見坂
40	H22.11.19	773	白須賀菱池	○	○	111-Ⅲ-1062	汐見坂
41	H22.11.19	773	白須賀宿北 A	○	○	111-Ⅰ-2535 111-Ⅱ-5405	元町 元町 (C)
42	H22.11.19	773	白須賀宿北 B	○	○	111-Ⅱ-5401 111-Ⅲ-1063	宿北 宿南 (d)
43	H22.11.19	773	白須賀宿北 C	○	○	111-Ⅱ-5402	元町 (A)
44	H22.11.19	773	白須賀宿北 D	○	○	111-Ⅱ-5403	元町 (B)
45	H22.11.19	773	白須賀宿北 E	○	○	111-Ⅱ-5404	元町北
46	H22.11.19	773	白須賀宿北 F	○	○	111-Ⅲ-1064	宿北
47	H23.3.29	325	伝馬町	○	○	111-Ⅰ-2538	伝馬町
48	H23.3.29	325	鵜殿山	○	○	111-Ⅰ-2545	鵜殿山
49	H23.3.29	325	広谷西	○	○	111-Ⅰ-2546	広谷 (1)
50	H23.3.29	325	広谷東	○	○	111-Ⅰ-2547	広谷 (2)
51	H23.3.29	325	笠子住宅西	○	○	111-Ⅰ-3991	宿北

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イ エ ロ ー	レ ン ド	危険箇所番号	箇所名
52	H23.3.29	325	尻枝北	○	○	111-II-5377 111-II-5378	栄町 (A) 栄町 (B)
53	H23.3.29	325	尻枝南	○		111-II-5379	栄町 (C)
54	H23.3.29	325	谷上	○	○	111-II-5380	栄町 (D)
55	H23.3.29	325	白須賀西町	○	○	111-II-5391 111-II-5392	宿北 (A) 宿北 (B)
56	H23.3.29	325	若葉台	○	○	111-II-5393	宿北 (C)
57	H23.3.29	325	西長谷	○	○	111-II-5394	西長谷
58	H23.3.29	325	長谷向側A	○	○	111-II-5395	宿根 (A)
59	H23.3.29	325	長谷向側B	○	○	111-II-5396 111-III-1059	宿根 (B) 宿南 (a)
60	H23.3.29	325	長谷向側C	○	○	111-II-5397	宿根 (C)
61	H23.3.29	325	潮見坂上南A	○		111-II-5398	宿南 (A)
62	H23.3.29	325	潮見坂上南B	○	○	111-II-5399	宿南 (B)
63	H23.3.29	325	笠子神社西	○	○	111-III-1054	宿北 (a)
64	H23.3.29	325	笠子住宅東	○	○	111-III-1055	宿北 (b)
65	H23.3.29	325	長谷向側D	○	○	111-III-1060	宿南 (b)
66	H24.3.30	327	吉美市場A	○	○	111-I-2539	市場
67	H24.3.30	327	古見宮ノ谷A	○	○	111-I-2541	川尻
68	H24.3.30	327	古見殿田A	○	○	111-I-2542	殿田
69	H24.3.30	327	鷺津松本B	○	○	111-I-2544	松本
70	H24.3.30	327	古見北ノ谷	○	○	111-I-3019	北ノ谷
71	H24.3.30	327	古見大沢	○	○	111-I-3020	椎ノ木鼻 (2)
72	H24.3.30	327	岡崎後田面A	○	○	111-I-3980	月見ヶ岡 (1)
73	H24.3.30	327	岡崎後田面B	○	○	111-I-3981	月見ヶ岡 (2)
74	H24.3.30	327	吉美前田A	○	○	111-I-3987	吉美 (6)
75	H24.3.30	327	鷺津後庵A	○	○	111-I-3988	河原・中
76	H24.3.30	327	鷺津後庵B	○	○	111-I-3989	河原・南
77	H24.3.30	327	古見殿田B	○	○	111-I-3990	上田
78	H24.3.30	327	吉美筒川A	○	○	111-II-5352	筒川

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イ エ ロ ー	レ ン ド	危険箇所番号	箇所名
79	H24.3.30	327	吉美市場B	○	○	111-II-5353	市場(A)
80	H24.3.30	327	吉美市場C	○	○	111-II-5354	市場(B)
81	H24.3.30	327	吉美前田B	○	○	111-II-5355	向田
82	H24.3.30	327	鷺津後庵C	○	○	111-II-5372 111-II-5373	河原中(A) 河原中(B)
83	H24.3.30	327	鷺津後庵D	○	○	111-II-5374	河原南(A)
84	H24.3.30	327	鷺津後庵E	○	○	111-II-5375	河原南(B)
85	H24.3.30	327	鷺津後庵F	○	○	111-II-5376	河原南(C)
86	H24.3.30	327	古見茶屋松	○	○	111-II-5381	下町
87	H24.3.30	327	古見高田	○	○	111-II-5382	後庵(A)
88	H24.3.30	327	鷺津後庵G	○	○	111-II-5383	後庵(B)
89	H24.3.30	327	古見宮ノ谷C	○	○	111-II-5385	郷土
90	H24.3.30	327	古見椎ノ木鼻	○	○	111-II-5386	椎ノ木鼻
91	H24.3.30	327	吉美前田C	○	○	111-II-5387	宮後
92	H24.3.30	327	坊瀬丸田B	○	○	111-II-5389	大坪ヶ谷(B)
93	H24.3.30	327	坊瀬前田	○	○	111-II-5390	前田
94	H24.3.30	327	吉美筒川B	○	○	111-III-1052	筒川(a)
95	H24.3.30	327	坊瀬丸田C	○	○	111-III-1056	丸田
96	H24.3.30	327	吉美川尻	○	○	111-I-3985	吉美(4)
97	H25.3.29	337	鷺津松本C	○	○	111-I-2542(1)	鷺津松本C
98	H25.3.29	337	鷺津松本A	○	○	111-I-2543	馬黒
99	H25.3.29	337	吉美川尻A	○	○	111-I-3982	吉美(1)
100	H25.3.29	337	吉美川尻B	○	○	111-I-3983	吉美(2)
101	H25.3.29	337	吉美川尻C	○	○	111-I-3984	吉美(3)
102	H25.3.29	337	吉美川尻E	○	○	111-II-5357	川尻(B)
103	H25.3.29	337	吉美川尻F	○	○	111-II-5358	川尻(C)
104	H25.3.29	337	吉美川尻G	○	○	111-II-5359	川尻(D)
105	H25.3.29	337	吉美川尻H	○	○	111-II-5360 111-II-5361	川尻(E) 川尻(F)

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イ エ ロ ー	レ ッ ド	危険箇所番号	箇所名
106	H25.3.29	337	吉美川尻 J	○	○	111-II-5362	川尻 (G)
107	H25.3.29	337	吉美川尻 K	○	○	111-II-5363	川尻 (H)
108	H25.3.29	337	吉美川尻 L	○	○	111-II-5364	川尻 (I)
109	H25.3.29	337	吉美川尻 M	○		111-II-5365	川尻 (J)
110	H25.3.29	337	吉美川尻 N	○	○	111-II-5366	川尻 (K)
111	H25.3.29	337	山口北野	○	○	111-II-5367	山口 (A)
112	H25.3.29	337	吉美山口	○	○	111-II-5368	山口 (B)
113	H25.3.29	337	吉美川尻 O	○	○	111-II-5369	山口 (C)
114	H25.3.29	337	山口北野 A	○	○	111-II-5370	山口 (D)
115	H25.3.29	337	山口小満中	○	○	111-II-5371	小満中
116	H25.3.29	337	古見馬黒	○	○	111-II-5384	後庵 (C)
117	H25.3.29	337	坊瀬丸田 A	○	○	111-II-5388	大坪ヶ谷 (A)
118	H25.3.29	337	吉美西田	○	○	111-III-1053	筒川 (b)
119	H25.3.29	337	古見宮ノ谷 D	○	○	111-III-1057	山口 (a)
120	H25.3.29	337	吉美山口 A	○	○	111-III-1058	山口 (b)
121	H26.3.18	204	岡崎前田面 A	○	○	111-I-2549	長光寺
122	H26.3.18	204	浜名若磯新居西 町	○	○	111-I-2560 111-I-2561	若磯 西町
123	H26.3.18	204	新居三十ヶ谷	○	○	111-I-2564	中町
124	H26.3.18	204	新居源太山	○	○	111-I-3994	源太山中
125	H26.3.18	204	岡崎小俣 B	○	○	111-II-5347	上の原
126	H26.3.18	204	岡崎藤ヶ池	○	○	111-II-5348	上の原西
127	H26.3.18	204	岡崎前田面 B	○	○	111-II-5349	新古
128	H26.3.18	204	岡崎前田面 C	○	○	111-II-5350	前田面 (A)
129	H26.3.18	204	岡崎前田面 D	○	○	111-II-5351	前田面 (B)
130	H26.3.18	204	内山三ノ輪	○	○	111-II-5415	上田
131	H26.3.18	204	入出百手	○	○	111-II-1043	百手
132	H27.3.31	312	古見宮ノ谷 B	○	○	111-I-3986	吉美 (5)
133	H27.3.31	312	太田元屋敷	○	○	111-I-2551	元屋敷
134	H27.3.31	312	大知波川岸	○	○	111-I-2554	川岸

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イ エ ロ ー	レ ッ ド	危険箇所番号	箇所名
135	H27.3.31	312	利木藤江	○	○	111-I-2555	藤江
136	H27.3.31	312	中之郷天当山	○	○	111-I-2566	天当山
137	H27.3.31	312	中之郷殿ヶ谷	○	○	111-I-2567	殿ヶ谷
138	H27.3.31	312	中之郷三ツ谷	○	○	111-I-2568	三ツ谷
139	H27.3.31	312	大知波南山	○	○	111-I-3976	大知波
140	H27.3.31	312	大知波市地	○	○	111-II-5319	大知波 (A)
141	H27.3.31	312	大知波イノコ	○	○	111-II-5320	大知波 (B)
142	H27.3.31	312	大知波前河岸	○	○	111-II-5321	前河岸
143	H27.3.31	312	横山山田	○	○	111-II-5322	横山・山田
144	H27.3.31	312	横山ウバユ	○	○	111-II-5323	横山・山田
145	H27.3.31	312	横山スノハナ	○	○	111-II-5324	横山・スノハナ
146	H27.3.31	312	横山新場	○	○	111-II-5325	横山・新場
147	H27.3.31	312	太田中尾平	○	○	111-II-5334	中尾平
148	H27.3.31	312	太田鯉水 A	○	○	111-II-5335	鯉水 (A)
149	H27.3.31	312	太田鯉水 B	○	○	111-II-5336	鯉水 (B)
150	H27.3.31	312	梅田新所原 1 丁 目	○	○	111-II-5346	新所原 1 丁目
151	H27.3.31	312	中之郷三ツ谷 A	○	○	111-II-5407	三ツ谷 (A)
152	H27.3.31	312	中之郷三ツ谷 B	○	○	111-II-5408	三ツ谷 (B)
153	H27.3.31	312	中之郷郷南 A	○	○	111-II-5409	郷南
154	H27.3.31	312	内山太田ヶ谷	○	○	111-II-5410	内山 (A)
155	H27.3.31	312	大知波毛古谷 A	○	○	111-III-1041	毛古 (a)
156	H27.3.31	312	大知波毛古谷 B	○	○	111-III-1042	毛古 (b)
157	H27.3.31	312	内山野奥	○	○	111-III-1065	内山 (a)
158	H27.3.31	312	中之郷郷南 B	○	○	111-III-1066	郷南
159	H27.3.31	312	浜名一後坂	○	○	111-III-1067	大倉戸
160	H27.3.31	312	内山光頭	○	○	111-III-1068	新居
161	H27.3.31	312	内山足洗田	○	○	111-III-1069	内山 (b)
162	H29.2.28	112	山口丑ヶ谷	○	○	111-I-2540	山口

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イ エ ロ ー	レ ッ ド	危険箇所番号	箇所名
163	H29.2.28	112	新所岡崎梅田入 会地藤ヶ池	○	○	111-I-2548	藤ヶ池
164	H30.12.4	813	新居中町裏	○	○	111-S-0009	新居町新居 B
165	H30.12.4	813	新居三十ヶ谷 A	○	○	111-S-0012	新居町内山 C
166	H30.12.4	813	内山見録ヶ谷	○	○	111-S-0015	新居町内山 E
167	H30.12.4	813	内山林ノ谷 A	○	○	111-S-0016	新居町内山 F
168	H30.12.4	813	吉美西田 A	○	○	111-S-0081	吉美 I
169	H30.12.4	813	利木赤羽根	○	○	111-S-0177	利木 L

具体的な計画区域の範囲等は、市ウェブサイトを参照。